

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】平成25年8月29日(2013.8.29)

【公表番号】特表2012-532665(P2012-532665A)  
 【公表日】平成24年12月20日(2012.12.20)  
 【年通号数】公開・登録公報2012-054  
 【出願番号】特願2012-519516(P2012-519516)  
 【国際特許分類】  
     A 6 1 F 2/32 (2006.01)  
 【FI】  
     A 6 1 F 2/32

【手続補正書】  
 【提出日】平成25年7月11日(2013.7.11)  
 【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲  
 【補正対象項目名】全文  
 【補正方法】変更  
 【補正の内容】  
 【特許請求の範囲】  
 【請求項1】

患者の股関節に移植するための医療器具であって、  
 自然の前記股関節は、

前記股関節の中心に対して凸形状の股関節面を備えた大腿骨の近位部として、その中心において、大腿骨頸と大腿骨頭に沿って長手方向に伸びる頸及び頭の中心軸を有する前記大腿骨頸と一体となったボール形状の大腿骨頭と、

前記股関節の中心に対して凹状の股関節面を備えた骨盤骨の一部としてボウル形状の寛骨臼と、  
 を有し、

前記医療器具は、

前記股関節の中心に対して凸状の表面を備えた人工大腿骨頭と、

前記人工大腿骨頭の球状の補綴部分に結合され、人間の前記患者の骨盤骨に固定されるように適合された細長い部分と、  
 を備え

前記人工大腿骨頭は、移植されたときに、

a. 前記骨盤骨に対する前記細長い部分の固定を通じて、人間の前記患者の前記骨盤骨に固定され、

b. 前記球状の補綴部分を留めるように適合された少なくとも一つの伸びている部分を備え、前記患者の前記大腿骨に固定された人工の寛骨臼の表面に対して可動結合される、ように適合され、

c. 前記細長い部分は、前記人工大腿骨頭に関して前記人工の寛骨臼の可動域を制限するように適合された制限部分を備え、

d. 前記細長い部分の前記制限部分は、前記人工の寛骨臼に対する有利な可動域を可能にする、

ことを特徴とする医療器具。